

〈マーシャルプランと戦後世界秩序の形成〉

マーシャルプラン期におけるアメリカの欧州統合政策

坂 出 健

はじめに

第二次大戦後における西ヨーロッパの統合・復興が、マーシャルプランを通じたアメリカのイニシアティブとヨーロッパ側の自主性との相互作用を通じて実現されたことは論を俟たない。ただし、両者のどちらを決定的な要素として重視するかについては論者の見解が分かれるところであろう¹⁾。こうした評価の違いは、1950年代の西ヨーロッパの高度成長を可能にした枠組みといえる域内通商自由化と EPU、そしてシューマンプラン（ECSC；欧州石炭鉄鋼共同体）の位置づけにも関わってくる。代表的な論者であるミルウォードとホーガンは、1949年から1950年の朝鮮戦争勃発までの時期における欧州統合の重要なトピックである欧州域内通商自由化・EPU・シューマンプランについて、次のように捉えている。

ミルウォードは、1949年夏、OEEC を通じた通商自由化は挫折し、その後、ECA の推進する欧州統合計画とは異なる性格をもつ EPU と ECSC という「西ヨーロッパ再建の2つの支柱」である欧州独自の復興計画が始動したと捉えている²⁾。これに対して、ホーガンは、OEEC・EPU を通じた域内通商決済自由化は国家間協力の推進力であったし、シューマンプランもアメリカのマーシャルプラン発表時の構想より狭小とはいえ、ミルウォードが評価するような「アメリカの政策の拒絶」と捉えることは誤りであって、アメリカの役割を過小評価す

るべきでないと述べている³⁾。

1949年以降の時期は、本特集「マーシャルプランと戦後世界秩序の形成」で整理したような「1947年の危機」とは違い、両者の主要な論争点ではなく、見解の重なる箇所も多く見受けられる。とはいえ、EPU・ECSC を通じた欧州統合の進展を、アメリカの挫折に対応した欧州独自の計画とみるか、アメリカの主導性の枠内で捉えるかという基本的な捉えかたには明確な相違が存在する。

本稿は、この問題を吟味する前提として、アメリカの欧州統合政策が1949年のポンド切り下げ・ECA 局長ホフマンの欧州単一市場創出計画・EPU 交渉・シューマンプランを通じてどのように推移したのか、イギリスの欧州統合参加問題を焦点に検討するものである。当該期の前後——1947年のマーシャルプラン立案時と1950年代におけるシューマンプラン進展期——を比べると、アメリカの欧州統合構想は、イギリスの欧州統合参加を前提とするか否かという点で際立った違いが存在する。マーシャルプラン立案時には、アメリカは西ドイツを組み込んだ欧州復興・統合政策をすすめるために、欧州統合におけるイギリスの主導性は、対独恐怖感を抱く大陸諸国を説得するための不可欠の前提と位置づけていた⁴⁾。これに対して、シューマンプラン交渉において、アメリカは欧州統合を

3) M. J. Hogan, *The Marshall Plan*, New York, 1987, pp. 438-439. 以下、Hogan, *Marshall Plan* と略。この点に関するミルウォードとホーガンの見解については、稿を改めて詳細に検討することとした。

4) マーシャルプラン立案期におけるアメリカの欧州統合とドイツ政策については、河崎信樹「J・F・ダレスとアメリカのドイツ経済復興政策—超党派外交とマーシャルプランの起源に関する一考察—」『史林』第83巻4号、を参照せよ。

1) 本特集、河崎信樹・坂出健「マーシャルプランと戦後世界秩序の形成」、を参照せよ。

2) A. S. Milward, *The Reconstruction of Western Europe, 1945-51*, London, 1984, pp. 469-474.

大陸6ヶ国 (the Six) を基礎に推進し、イギリスの参加を不可欠の前提とはみなさなかった⁵⁾。前者の (大) ヨーロッパ構想から後者の「小ヨーロッパ構想」への欧州統合のフレームワークの変容については、イギリスおよび大陸ヨーロッパ側からの考察は各分野からなされているものの、アメリカがこのフレームワークの変容をどのように認識し、コミットしていったかについての検討はあまり加えられているとはいえない⁶⁾。そこで本稿は、アメリカの欧州統合政策の推移を、1949年夏のポンド危機から1950年前半の EPU 交渉にかけて、イギリスの欧州統合参加問題を中心に考察する。

当該期におけるイギリスの欧州統合参加問題は、以下の3要因が絡み合う中で展開する。第1に、アメリカ (ECA) が OEEC を通じた欧州域内通商決済自由化を推進する程度に応じ、イギリスはスターリング圏との紐帯を重視する立場から欧州統合からの撤退の意思を強めていく。第2に、西ドイツの建国 (1949年9月) と西側諸機関への西ドイツの参加が進むなかで、大陸諸国からみたイギリスの欧州統合参加の必要性が増大していく。第3に、ソ連の原爆開発・中国革命・朝鮮半島情勢など国際情勢が変化し、対ソ戦略遂行上イギリスの英連邦を通じたコミットメントが必要となるため、イギリスが欧州統合よりスターリング圏維持を優先することを許容せざるをえないという考慮がアメリカの政策担当者の意思決定において重要性を増していく。以下、第I節では、1949年のポンド危機に対して、アメリカがどのような危機認識

から対応策としてポンド切下げをイギリスに勧告したのかを検討する。第II節では、1949年10月の ECA 局長ホフマンによる欧州単一共同市場創設提案とそれに続く EPU 案からなるアメリカの欧州通商決済自由化計画の概要とそこにおけるイギリスの位置づけについて述べる。第III節では、1950年前半の EPU 交渉において英米間の争点となったイギリスと欧州との関係について整理する。各トピックの時期と性質に応じて、イギリスの欧州統合参加問題に上記の3要因が複雑に影響を与えるが、本稿は主に第1の要因・第2の要因の相互作用のなかで、アメリカの欧州域内通商決済自由化の推進とイギリスの欧州統合参加の関心に焦点をあてて考察する。また、当該期における欧州統合政策の立案・実行には、国務省、財務省、ECA、国家安全保障会議、国際通貨金融問題国家諮問会議など多くの機関が関わっている⁷⁾。本稿では、アメリカの欧州統合政策といった場合、ワシントンのアチソン国務長官・ホフマン ECA 局長とパリの在欧州特別代表ハリマンをはじめとする欧州駐在アメリカ大使との了解になるアメリカの政策スタンスと捉えている。この視角に対応して、『米国の対外関係』 (*Foreign Relations of the United States*, 以下 *FRUS* と略) に所収されている国務長官アチソン、ECA 局長ホフマン、欧州駐在アメリカ大使 (ダグラス、ハリマンら) の間でやりとりされた書簡・電報を中心に、各トピックに対するアメリカの政策を整理することを課題としたい⁸⁾。

5) シューマンプラン交渉を通じたイギリスの欧州統合からの離脱過程については、E. Dell, *The Schuman Plan and the British Abdication of Leadership in Europe*, New York, 1995, を参照せよ。また、大陸6ヶ国による「小ヨーロッパ構想」の進展については、廣田功「フランス近代化政策とヨーロッパ統合」(廣田功・森健資編, 『戦後再建期のヨーロッパ経済—復興から統合—』日本経済評論社, 1998年), を参照せよ。

6) イギリスからみたこの問題は、ベピン外交の評価をめぐって国際政治史の分野で多くの研究蓄積がある。本特集、菅原歩「マーシャルプラン期イギリスのポンド政策とスターリング圏」, はイギリスの対スターリング圏政策の検討を通じて接近している。

7) 国際通貨金融問題国家諮問会議 (NAC) は、財務長官・国務長官・ECA 局長・IMF アメリカ代表などをメンバーとする、国際通貨金融問題に関するアメリカの最終意思調整機関である。NAC の議事録を中心に EPU 交渉に対するアメリカの政策の展開を分析したものに、須藤功「戦後アメリカの対外金融政策と欧州決済同盟の創設」(廣田・森編, 前掲書)。NAC の機構図についても同論文, 315ページを参考にした。

8) マーシャルプラン立案期から1948年にかけてのアメリカの欧州統合政策については、佐藤信一、川端正久編「マーシャルプランとジョージ・F・ケナンのヨーロッパ統合構想」『1940年代の世界政治』ミネルヴァ書房, 1988年, を参照されたい。

I 1949年ポンド危機から欧州通貨調整へ

1949年1月、アチソンが国務長官に就任し、マーシャルの下に始動した欧州復興計画の成果を引き継ぎ、またこの計画が引き起こした新たな国際情勢に取り組むこととなった。マーシャルプランは、西欧諸国の経済復興をもたらす一方、政治的には東西ヨーロッパの分裂の確定とベルリン封鎖にいきつく米ソ対立の先鋭化を引き起こした。そのため、アメリカのドイツ復興政策は、全ドイツ再統一とドイツ西側占領地区の統一・強化のどちらが優先されるかという選択を中心とする再検討を必要とした。ECAが推進した西欧域内の通商自由化の進展は、イギリスとスターリング圏の経済的紐帯がさらなる自由化の下でどのような関係になるのか、という深刻な問題を提起した。また、マーシャル援助によって西欧諸国の生産は戦前水準を凌駕するまでに回復したが、生産回復は西欧諸国のドル不足緩和に結び付かず、逆に春のポンド危機にいきつくようなドル枯渇を引き起こした。以下、1949年前半、西欧復興にかかわるこれらの課題に取り組むなかで、アメリカがドイツ復興・スターリング圏・西欧域内自由化に関する新たな政策とこれに対応した西欧統合の枠組みをどのように作り上げたか、検討を加える。第I節1項では、ワシントン外相会談・パリ外相理事会の外交交渉の過程においてあらわれた米英仏三国のドイツ政策の協調と対立の争点を概観する。2項では、1949年前半の西ヨーロッパ諸国のドル不足の進行の下でのアメリカの欧州通貨調整と欧州域内自由化の論理を、OEECでの欧州通貨清算協定更新会議を中心に分析する。3項では、1949年春のポンド危機と対応策を協議するために開催された7月のロンドン会談と9月のワシントン会談の二度の米英加三国会談と、この会談でのアメリカの政策、イギリスと欧州統合の関係に関するアメリカ外交担当者の認識を考察する。

1 新ドイツ政策とワシントン外相会談

新ドイツ政策 1949年以前におけるアメリカのドイツ政策の展開は、バーンズのシュトゥツガルト演説とマーシャルプランの始動を画期として次のように整理できる。

アメリカのドイツ戦後処理政策は、シュトゥツガルト演説を境に、モーゲンソープランに代表される懲罰的ドイツ弱体化政策からドイツ復興路線へ転換した。この時期のドイツ復興政策は、OMGUS 長官クレイの管理貿易論の下ですすんだ⁹⁾。クレイの管理貿易政策は、一国的な枠組みでのドイツの復興を実現し、ドイツの優先的な復興によってドイツ占領経費の削減とアメリカのドル援助の早期削減を追求したものであった。そのため、①ドル条項¹⁰⁾を義務づけ、②輸入は必要最小限の食糧と輸出産業に必要な原材料に限定し、③輸出は食糧輸入目的として位置づけた。ドイツからの輸出のドル決済と義務づけるドル条項は、ドイツへの輸入の厳格な統制を条件付けた。その結果、当時相次いで締結された欧州諸国相互の双務協定網からドイツは引き離され、戦間期・戦時期におけるドイツを中心とする欧州大陸域内分業関係の再構築は阻害されていた。

1947年に発表されたマーシャルプランは、ドイツ復興をヨーロッパ復興の枠組みのなかで実現しようとするものであったため、英米占領地区でクレイがすすめていたドイツ一国を優先的に復興することを目的としていた OMGUS の占領政策と衝突した。この衝突は、貿易政策をめぐる ECA と OMGUS の対立としてあらわれた。ECA は、西欧復興のためには西ドイツの経済力が必要であるという「統合復興論」の下、自由貿易を志向し、ドイツを中心とする欧州域内分業関係の活性化をすすめようとした。ルール石炭についても、ドル条項を撤廃し、食

9) 本特集、河崎信樹「ヨーロッパ決済同盟成立以前における西ドイツ貿易とマーシャルプラン」第Ⅲ節。

10) 古内博行「ドル条項問題と西ドイツ経済の復興」(廣田・森編、前掲書)98ページ。

糧とのバーター取引でドルを使用しない域内貿易により、周辺諸国とりわけフランスの産業近代化計画に役立てようとした。これに対して、クレイ指揮下の OMGUS は、ドイツ単独復興論をとらね、ドル条項の下での管理貿易により、西ドイツ経済を周辺国から隔離することを主張した。ルール石炭についても、周辺国への輸出よりもドイツ復興のための利用を最優先とした。ベルリンをめぐる米ソ緊張がエスカレートするなかで、こうした対立状況において、OMGUS の主導性が確保されていた。ハリマンをはじめ ECA は打開をはかるが、少なくとも1948年末までは、クレイはドイツを ECA の干渉から自由に動かすことができた。1948年12月には、ハリマンの反対を押し切り、OMGUS は石炭価格を引き上げ、周辺国によるルール石炭入手はさらに困難となった¹¹⁾。

1949年初頭、国務長官に就任したアチソンによるヨーロッパ政策の見直しは、OMGUS と ECA の対立状況が続くドイツ問題に対する新政策の策定にもおよんだ。3月末には米英仏の西側三国による外相会談がワシントンで予定されていたため、国家安全保障会議では、ドイツ問題に関する小委員会の設置が決定された。この小委員会では、ECA・国務省と OMGUS・陸軍省双方の納得しうる新ドイツ政策の検討が進んだ。検討の重点は、ドイツ政策の目標を、全ドイツの再統一におくか、西ドイツの統一と強化におくか、の選択にあった。作業当初、国務省政策プランニング・スタッフ (The State Department Policy Planning Staff; 以下 PPS と略)¹²⁾ は「引き離し」案¹³⁾に関心を示し、全

ドイツ再統一に傾斜していた。しかし、ブラッドリー合同参謀本部議長はこの意見に反対し、ソ連が全ドイツ統一に対して要求する対価を支払うべきでないとする見解が優勢となり、全ドイツ統一を諦め西ドイツの統一と強化を重視する内容が文書「CFM (外相理事会) への準備」に盛り込まれた¹⁴⁾。

ドイツ政策検討時期にはベルリン封鎖の終結の見通しもついたことにより、軍政から民政への移行と高等弁務官府の設立の目処がついていた。新しく就任する高等弁務官には、アチソンの意向により、ヨーロッパ復興路線について ECA と見解を共有するウォール街出身のマッククロイが選ばれた。1949年1月には、ECA との対立を理由に、クレイが OMGUS 長官辞任の意思を表明していたため、アメリカのドイツ政策は1949年初頭に至ってはじめてマーシャルプラン発表時に構想された統合復興論に一本化された¹⁵⁾。

ワシントン三国外相会談 上に述べた1949年初頭におけるアメリカの新ドイツ政策の確立は、既にマーシャルプランによって再編を余儀なくされていたフランスの近代化計画とドイツ政策に新たなインパクトを与えた。解放後のフランスのドイツ政策は、安全保障・近代化両面での反ドイツ姿勢を基調としていた。「モネ・プラン」による復興・近代化政策は、鉄鋼を中心にドイツに代わる工業大国化を目標に掲げ、これを實現するために賠償によるドイツ資源 (工場設備とルール炭) の獲得を必要としていた¹⁶⁾。しかし、マーシャルプランによるアメリカのドイツ復興政策は、フランスの反ドイツ政策の基盤を掘り崩し、フランスは近代化政策をアメリカの

11) 本特集、河崎、前掲論文、第Ⅲ節。T. Schwartz, "European Integration and the 'Special Relationship': Implementing the Marshall Plan in Federal Republic" in *The Marshall Plan and Germany*, eds. by C. Maier and G. Bishop, New York, 1991, pp. 175-177. 古内、前掲論文、119-122ページでは、OMGUS 内部でも、顧問のマーフィーや、フランクフルト派と呼ばれる若手経済専門家は自由貿易を志向していたと指摘している。

12) PPS 文書の検討を通じてマーシャルプラン発表時から1948年経済協力法制定にかけてのアメリカの対外政策を分析した研究に、萩原伸次郎「戦後アメリカ対外政

策の経済的背景—ヨーロッパ復興計画を中心にして」(廣田・森編、前掲書)、がある。

13) 米ソがともにドイツから戦力を撤退させるという構想のこと。

14) アチソン、吉沢清次郎訳「アチソン回顧録1」恒文社、1979年、348ページ、353-354ページ。

15) Schwartz, *op. cit.*, pp. 181-183.

16) 廣田、前掲論文、138-145ページ。

欧州統合の枠内で追求せざるを得なくなった。ルール問題についても、フランスはルール国際管理を通じたルール資源確保に重点を移した。1948年6月ロンドン会議では、このルール国際化路線の下、ルール国際機関の設置が決定されたが、管理・所有に関するフランスの要求は満たされなかった¹⁷⁾。

1949年3月終わりから4月始めにかけてのワシントン外相会談に集まったアチソン、ベビン、シューマンの主要議題は北大西洋条約の調印にあったが、ドイツ問題については、アメリカの新ドイツ政策への英仏の同意の獲得が追求された。ワシントン外相会談では、予定されている西ドイツ政府樹立にかかわる問題が、米英仏の議論となった。アメリカは、賠償水準の引き下げを主張したものの、フランスはこれに反対した。ルール問題については、フランスは「ルール国際機関」(International Authority for the Ruhr)を通じてルール重工業とドイツ工業の復活を抑制しようとしたが、アメリカはフランスのドイツに対する生産制限の要求を抑えこんだ。従来のドイツ重工業の解体方針も転換され、ドイツ工業復活と西ドイツ政府の樹立のERP・OEECへの加入を内容とするアメリカの新ドイツ政策への英仏の同意がとりつけられた。1949年4月12日には賠償問題と工業生産制限の緩和問題での西側三国が一致したとの発表がなされた¹⁸⁾。

クレイの単独復興路線からECAの統合復興路線へのアメリカのドイツ政策の転換は、賠償問題・生産制限水準の緩和によるドイツ重工業復活の機運と相俟って、フランスの近代化計画の新たな脅威となった。復活したドイツの工業力が欧州統合の枠組みの中で解放されれば、ドイツに代わり大陸欧州の経済的リーダーになろうとするフランスの計画は危機にさらされるためである。爾後、ECAのドイツ工業復活と欧州統合への組み込み路線と、フランスのドイツ

工業抑制志向との対立は、賠償問題・ルール問題・工業制限緩和問題などをめぐる米仏交渉において争点となっていった¹⁹⁾。

2 欧州通貨レート・域内通商決済政策

1949年初頭、西ヨーロッパ諸国は、1945年・1947年につづく戦後「第3の危機」²⁰⁾に直面した。第1の危機はいうまでもなく終戦直後の食糧・燃料・原料の絶対的な不足とこれらを賄うための通貨準備の不足にあった。この危機は、欧州内部での双務協定の範囲内でのクレジット設定による貿易再創出、アメリカ・カナダ・国際復興開発銀行からの各種贈与・借款、各国の外貨準備利用と在外資産処分などによって、一旦は快方に向かった。しかし、1947年春には再び西ヨーロッパ諸国は経済危機に陥り、アメリカはマーシャルプランをもってこれに対処した²¹⁾。そして、1949年初頭、西ヨーロッパは戦後3度目の経済危機を迎えたのである。

「1949年の危機」は、何よりも原料品・食料品のアメリカ市場を先鞭とする世界市場での価格下落を特徴とするものであった。1948年下半年期においてアメリカでは原料品・食料品価格が下落し、下落につれこれらの在庫も減少したため、アメリカの輸入の60%を占める原料品・食料品の需要は急減し、世界市場での原料品・食料品の市況悪化を引き起こした。アメリカ市場・世界市場での原料品・食料品価格の下落は、スターリング圏諸国・OEEC諸国の国際収支に打撃を与えた。アメリカの価格下落にもかかわらず、ブレトンウッズ協締結時のドルと欧州通貨の為替レートは調整されなかった。そのため、非ドル圏からドル圏への輸出は困難を極め、アメリカ・カナダを含む西半球のドル圏と

17) 廣田, 前掲論文, 164-165ページ。

18) アチソン, 前掲書, 351ページ。廣田, 前掲論文, 145-146ページ。

19) *Foreign Relations of the United States* (以下, *FRUS*), 1949, III, pp. 156-86.

20) 東京銀行調査部訳『国際決済銀行年次報告書第15巻』日本経済評論社, 1979年, 28-32ページ。

21) 「1947年の危機」の実態, およびそれに対するミルウォード・ホーガン・アーベルスハウザーの評価については, 本特集, 河崎・坂出, 前掲論文, 第II節, 河崎, 前掲論文, 第I節, を参照せよ。

OEEC・スターリング圏を含む東半球の非ドル圏との貿易の不均衡化が甚だしくなっていた。1949年前半において、アメリカの景気が後退局面に入り、アメリカの原料品・食料品の需要減少と価格下落が進行したため、ドル圏と非ドル圏の不均衡はさらに悪化していった。

1949年2月17日には OEEC 理事会 (Council) は「1949-50年度 OEEC 行動計画」を採択した。この行動計画は、4年計画のマーシャルプランの第1年度を終えた現状を総括したが、その見通しによると、1952年以降もドル赤字が残存することが予想された。そのため、マーシャルプランが終了する1952年までにアメリカの援助に依存しない西ヨーロッパの生産・通商の復興を目標においた。しかし、目標の実現には上記のドル圏と非ドル圏の不均衡の是正問題がボトルネックとして横たわっていた。アメリカからの更なるドル援助が長期的には見込めないことを前提にすると、ドル圏と非ドル圏の不均衡への対応策には、大別以下の3つの選択肢が考えうる。第1に、非ドル圏からドル圏へのドル支出を強制的に削減する方法、第2に、欧州域内の通商を活性化させて非ドル圏のドル圏に対する物資の依存を減らす方法、第3に、欧州通貨をドルに対して切下げてドル圏と非ドル圏との交易条件を変化させる欧州通貨調整の3点である。危機解決に対して、米欧各国が上記の選択肢のどの組み合わせを志向するかは、不均衡の原因に対する見解の相違と各々が抱える固有の経済事情に応じて、ばらつきがあった。この相違は、3月初旬の OEEC 諮問委員会と4月末から開始された OEEC 決済委員会での欧州清算協定更新交渉において浮彫りになっていく。この2つの会議でのアメリカのスタンスと西ヨーロッパ、とりわけイギリスとの争点に、以下検討を加える。

OEEC 諮問委員会 3月4日から8日にかけての OEEC 諮問委員会 (Consultative Group) では2月に採択された「1949-50年度 OEEC 行動計画」実現にかかわる欧州通貨・通商・決

済にかかわる諸問題を討議する予定となっていた。OEEC 諮問委員会を前にした3月2日には、ECA・国務省・財務省・連邦準備制度・IMF アメリカ理事 (Executive Director of the IMF) の代表が集まり、欧州通貨調整・決済計画にかんするアメリカの方針を議論した²²⁾。

OEEC 諮問委員会では、欧州通商問題をめぐって、イギリス蔵相クリップスとアメリカ特別大使ハリマンの対立が表面化した²³⁾。クリップスは、ドル輸入の削減と、非ドル圏からの物資供給をドル圏の物資より割高であっても増大させるという提案を行った。OEEC 行動計画によればマーシャル支援停止後も西ヨーロッパのドル不足は残存するが、この状況に対して、ドル支出を削減し、非ドル圏からの物資供給を増大させることで乗り切ろうとしたのである。クリップス提案は、ハリマンからみると、貿易制限的であり究極的にはアウトルキーなヨーロッパを創出する提案とうつつた。ハリマンは、ヨーロッパのドル不足問題は、世界貿易の多角的発展という ITO 憲章の原則にたって貿易障壁の削減と世界貿易の拡大の過程で解決されるべきだとして、クリップス提案に反対した。そのため、ヨーロッパの生産性はアメリカの3分の1～4分の1にしかならないと指摘し、ヨーロッパの生産性増大のための「新しいアプローチ」がとられなければならないと強調した。ドル不足問題に対して、クリップスは、ドル圏と非ドル圏の隔離を通じて解決をはかろうとしたのに対し、ハリマンは、ヨーロッパの生産性を上昇させて非ドル圏のドル獲得をすすめ、世界貿易の拡大を志向したのである。諮問委員会の最終合意文書には、ハリマンの介入により「貿易障壁を削減・除去するための生産性上昇をはかる手段」を開発するとの章句が挿入されたが、「ヨーロッパの生産性上昇」の具体的中身については言及されなかった。3月から6月につ

22) *FRUS, 1949, IV, p. 373, Footnote.*

23) ベルギー・フランスはイギリス批判の姿勢をとっていた。

て、欧州通貨レート調整・域内通商決済をめぐって、また「ヨーロッパの生産性上昇」の内容と手段をめぐって、OEEC の場で米欧間の議論が展開された。この討議を通じて、OEEC 諮問委員会でのイギリスとアメリカのドル問題解決のスタンスの違いが明確になっていく²⁴⁾。

欧州通貨レート調整 ヨーロッパのドル不足に対する ECA の長期的な解決策は、欧州通貨レートの調整と欧州域内通商決済自由化の2つからなっていた。ECA は、既に1948年末頃から、欧州通貨レートの調整が、欧州通商問題解決と貿易拡大の前提になると認識するようになっていったが²⁵⁾、OEEC での欧州清算協定更新会議を前にして、通貨レート調整問題に関するアメリカ政府の意思決定を促した。

3月17日のホフマンからハリマンへのメモに、欧州通貨レートに関するこの時期の ECA の見解——欧州通貨切下げの必要性とその理由、切下げ実施にあたっての手続きと留意点——が示されている。このメモでは、まず、ECA が、近いうちに、OEEC 諸国相互間と OEEC・アメリカ間において、為替レートに関する現実的な措置がとられる必要があると強く確信していることが述べられている。大戦後、アメリカ政府は、欧州通貨調整は猶予されてもよいとの立場をとってきたが、現在、欧州は復興しているので、この問題に着手すべきとした。その理由として、現状においては、欧州通貨がドルに対して過大に評価されているため、欧州から非ドル圏の軟貨諸国への輸出が拡大している反面、アメリカを含むドル圏への輸出が阻害されていることが指摘されている。また、欧州通貨全般の調整に際しては、ポンド切下げが焦点であるが、イギリスはポンド切下げに強く反対することが予想されるので、交渉にはかなりの困難があらうとしている。手続きとしては、NAC で

合意した上で、IMF の場で協議されるべきとしている²⁶⁾。

NAC 諸機関との協議をふまえ、アメリカの IMF 理事 (Managing Director) サウザード (Frank A. Southard, Jr.) は、アメリカの政策ポジションを4月初めの IMF 会議で次のように要約した。欧州の戦後復興は新たな問題を生じさせている。欧州の「価格構造の孤立化」 (“price isolation”) が進行し、ドル圏の価格構造と乖離していく傾向にあり、欧州から西半球への輸出が困難になりつつある²⁷⁾。この発言にしたがい、4月6日には、OEEC 諸国の為替レート調整の可能性について調査する決議が IMF で採択された²⁸⁾

欧州通貨レートに関するアメリカの政策は最終的には、5月17日、NAC において以下のよう結論づけられた²⁹⁾。

- アメリカの価格下落などの経済情勢は、非現実的な欧州の価格構造を許容しえない。
- 現在の人為的な通貨レート設定の継続は、通商多角化と通貨交換性回復の推進の努力を損なうことになるであろう。
- イギリスのポンド切下げは、他の欧州諸国がポンド切下げの動向が定まる以前に自国通貨レートの調整をしようとしないうから、問題全体の焦点として決定的である。
- イギリスは強硬な切下げ反対姿勢を堅持しているため、英米間のポンド切下げ問題に関するハイレベル協議が必要である。

3 ポンド危機からロンドン会談へ

ポンド危機の通告 6月16日、在英アメリカ大使ダグラスからワシントンの國務長官代理ウエ

24) 「ハリマンからホフマンへ」(1949年3月12日) *FRUS, 1949, IV, pp. 374-377.*

25) 1948年11月10日の NAC スタッフ会議において、ECA は欧州通貨為替レート問題を議論すべきであると提起していた。須藤、前掲論文、327-329ページ。

26) 「ホフマンからハリマンへ」(1949年3月17日) *FRUS, 1949, IV, pp. 377-80.*

27) 「國務長官から米外交各部署へ」(1949年4月12日) *FRUS, 1949, IV, pp. 382-383.*

28) *FRUS, 1949, IV, p. 398, Footnote.*

29) 「ウエブからダグラスへ」(1949年5月28日) *FRUS, 1949, IV, pp. 397-399.*

ブに、イギリスの経済危機を伝える緊急の電報が入った。その電報は、以下の内容であった。イギリスは夏頃、1947年の危機とは性質を異にする経済危機に陥る可能性がある。この情報は、クリップスからダグラスに極秘扱いで伝えられたものである。危機の危険性は、なによりも、金ドル流出問題にある。金ドル流出の原因としては、インド、オーストラリアによるポンド残高の金ドルへの転換要求、ポンド切下げの噂、アメリカの経済活動停滞などがあげられる。これらの複合的な要因により、4月から6月にかけての第2四半期において金ドルが異常に流出した。また、6月30日までの準備高を7月中旬までには公表せざるを得ないため、この数値の公表そのものの心理的影響により、さらなる金ドル流出が引き起こされることが必至である。このポンド危機に対するイギリス政府の対応策としては、イギリスのドル輸入のドラスティックな削減とスターリング圏諸国のドル支出削減の強制が予想される。クリップスは、1931年の事態の経験から、ポンド切下げをポンド危機の解決策と考えていない³⁰⁾。ポンド危機の長期的影響としては、スターリング圏のアウトルキー化とドル圏との貿易縮小が考えられた³¹⁾。

続いて、6月22日には、ダグラスからアチソンへイギリスのドル危機の進行状況とイギリス政府への対応策の可能性を検討した書簡が送られた。イギリス政府の対策の第1の方法としては、ドル支出の直接的削減があった。第2の方法としては、ロンドンを中心としポンドを通貨とするアウトルキーの創出が考えられるが、この方法は中長期的解決にならないばかりか、そもそもスターリング圏をまとめられないであろうから非現実的であるとダグラスは分析している。第3の方法は、人々にポンド価値は維持しようと信じさせることであるが、これも困難で

あった。第4の、そして最後の方法としては、ポンド切下げであるが、クリップスは回避しようとしており、実行したとしてもせいぜい10%程度しか考えていないだろうとダグラスは予想している³²⁾。

翌23日、アチソンはイギリス外相ベビンからポンド危機に関する以下の書簡を受け取った。6月20日、パリでベビンは、アトリー首相・クリップス蔵相とポンド危機について協議した。その結果、解決にはアメリカとの協議が必要であると合意し、ダグラス大使に危機の状況を伝えた。7月11日から始まる連邦蔵相会議前の7月8日か9日にスナイダー財務長官と会談したい。問題解決には、アメリカの協力が必要である。「もし断固たる措置がとられなければ(“unless firm action is taken”」、ブリュッセル条約を損なうことになるであろう、と述べた。ポンド危機解決にあたってのアメリカの協力の要請と、それが得られない場合、軌道に乗りつつある西側同盟の結束が揺らぐ可能性を示唆したのである³³⁾。

アメリカのポンド危機対応策 7月初頭のスナイダーのロンドン訪問を前に、アメリカ政府内ではイギリスのポンド危機へのアメリカの対応策の検討を始めた。6月26日には「イギリスの経済危機」と題する経済問題担当国務次官ソープ(Thorp)のメモがアチソンに渡された。このメモでは、イギリスの異常なドル流出の原因は、相対的高コストのため、イギリスの硬貨諸国への輸出が伸ばせないことに本質的な問題があると分析している。これに、アメリカのリセッションとポンド切下げの噂が拍車をかけているとした。アメリカ政府への勧告としては、さし

30) 1931年、国際収支対策のためイギリスはポンド切下げに踏み切ったが、競争的為替切下げにより所期の目的を達することができなかったことを指す。

31) 「ダグラスからウェブへ」(1949年6月16日) *FRUS, 1949, IV*, pp. 784-786. アチソンはパリ外相会議出席のため不在。

32) 「ダグラスからアチソンへ」(1949年6月22日) *FRUS, 1949, IV*, p. 787.

33) 「アチソンからダグラスへ」(1949年6月23日) *FRUS, 1949, IV*, pp. 790-791. “unless firm action is taken”の内容として、ハリマンは、現行のドル・ポンドレートをアメリカが支持することであろうと推測している。「ハリマンからアチソンへ」(1949年6月25日) *FRUS, 1949, IV*, pp. 792-793.

あたり、イギリスの輸入制限は受け入れるべきであること、イギリスとの協議においては、アメリカ政府が、ポンド切下げが本質的な解決であると確信していることを強調するべきであるとした³⁴⁾。

アチソンは『回顧録』でイギリスのポンド危機の原因を次のようにふりかえっている³⁵⁾。

イギリスの金とドルとの通貨準備は、イギリスが一見、完全雇用と高物価とで産業景気のうちにあるように見えるにもかかわらず、低かったし、それがなお下がりがつあった。実際、この繁栄が、逆説的に聞こえるが、難局の一つの原因であった。いわゆるスターリング地域の諸国はその準備金をロンドンに預けていた。ポンドは硬貨——主としてドルであったが——に自由に替えられないので、これら預金者たちは、自国内の開発のために必要な物資買い付けをしようとするときは、イギリス国内あるいは他のスターリング地域内の国で買い付ける方が便利であった。この事態は結局イギリスに対して、合衆国で競争しうる価格より高い価格で売れる保護された市場を提供することになるのであったが、その結果は、同国は預金者に対して輸出品をもって支払い、通貨準備は原料と食糧準備のため消尽するという事になった。これは破産に至る確実な途といってもよかった。

その後、アチソン、スナイダー、ホフマンによる協議がなされた。その結論として、アメリカのポジションを NAC で今週中に確定すること、そのうえで、スナイダーは7月4日にパリに行きハリマンと協議し、その後、ペビンの要請に応じ7月8・9日ロンドンに行きポンド危機に対して協議することが決められた。ロンドン会談では、ドル圏に対して価格削減となるドラスティックな措置がとられなければならないこと、問題解決には、ポンド切下げが決定的で

あるとアメリカが確信していることを強調することも確認された³⁶⁾。6月30日には NAC 会議が開かれ、スナイダーのロンドン訪問に際してのスタンスが協議され、欧州とドル圏との不均衡の調整には、為替調整が決定的であることが指摘された。ただし、短期的には、過渡的措置として、イギリス・スターリング圏のドル圏からの輸入制限は仕方ないとした³⁷⁾。

ポンド危機の解決には、ポンド切下げ、イギリス・スターリング諸国のドル支出削減、アメリカの追加援助という選択肢が存在していた。このなかで、ロンドン会議に際してのアメリカの対応策は、一時的にはスターリング圏のドル支出削減もやむを得ないが、根本的な解決は切下げによってしか達成できないとアメリカ側が確信していることをイギリスに告げることにあった。

ロンドン会談 7月6日、アメリカとの会談に先立って、クリップスはイギリス議会で、金ドル準備の実態を公表するとともに、ポンド危機解決策としてポンド切下げはしないことと、ドル物資輸入の停止措置をはかることを内容とする声明を発表した。8日から10日にかけてスナイダーとクリップスの会談が行われたが、経済復興と安定に対する英米間の相違が浮き彫りになるだけで具体的な解決策は合意にいたらなかった。会談の争点は、ポンド危機の解決策として、イギリスがポンド切下げを認めるか否かにあった。スナイダーの「ドル圏と非ドル圏の不均衡を長期的にどのように解決するか?」という質問に対して、クリップスの返答は以下のようであった。イギリスの競争力を高めるべきであるが、それは個別産業の問題であって、一般的な問題ではない。不均衡はアメリカの関税が大きな問題であり、ポンド切下げは解決策とはならない、というもので不均衡の原因と解決

34) 「ソープからアチソンへのメモーイギリスの経済苦境」(1949年6月27日) *FRUS, 1949, IV, pp. 793-796.*

35) アチソン, 前掲書, 389ページ。

36) 「アチソンからダグラスへ」(1949年6月27日) *FRUS, 1949, IV, pp. 796-797.*

37) 「アチソンからダグラスへ」(1949年6月30日) *FRUS, 1949, IV, p. 797.*

策についての英米間の相違は平行線を辿った。会談では、イギリスのドル圏からの輸入削減が400万ドル規模で実行されることと、8月から9月にかけてワシントンでカナダを加え不均衡問題についての会談を行うことが確認されたことが主な成果であった。コミュニケでは、ドル圏と非ドル圏の不均衡問題が確認された。イギリス側は「アメリカ・カナダはイギリスの経済危機の解決策として、ポンド切下げを考慮していない」という一文を挿入することを希望したが、アメリカから受け入れられず「会談ではポンド切下げは議論されなかった」という字句にとどまった³⁸⁾。

ワシントン会談 7月6日のクリップス声明と7月13日からのイギリス連邦蔵相会議において、ポンド危機に対する緊急措置として、イギリス及びスターリング圏諸国のドル支出およびドル輸入削減が決定された。しかし、これらの措置はあくまでも一時的なものであり、ポンド危機の解決にはさらに本質的な手段が必要であることが明らかだった。ロンドン会談後、アメリカのイギリス大使館で、この問題の諸側面の検討が開始された。

7月19日のダグラスからアチソンへの電報では、1948・1949年における「ドル・ポンド問題」の特質と規模に関する研究を駐英大使館で着手することを伝えるとともに、根本的問題として、「スターリング圏と英連邦でどのような地政学的・組織的変化が生じているのか？ドル圏でどのような変化が生じているのか？第二次大戦前の経済ブロックから現在の非自立的状態への転換がどのように起こったのか」という問題の検討が必要であることが指摘された。とりわけ、スターリング圏の解体過程が生じており、スターリング圏内部におけるイギリスの投資家・銀行家としての役割が変化しつつある

という認識が示された³⁹⁾。

駐英大使館のポンド危機分析は8月18日付けの「スターリング圏危機の英米双方への影響」と題する文書に集約された。この文書を以下に検討しよう⁴⁰⁾。

まず、ワシントン会談の位置づけとして、ワシントン会談で英米が協議する問題は「現在のポンド危機への対応」を越えているとその重要性を次のような理由から、指摘している。ポンドの国際通貨としての地位の悪化はスターリング圏ひいてはイギリス連邦を掘崩すであろう。また、イギリスとスターリング圏の経済的後退は、欧州・米国・世界に悪影響を与え、1952年までのドル活性化という ECA 目標を不可能にする。英米間の経済政策の齟齬は英米関係全体を損ない、アメリカの戦後外交・軍事政策の修正を必要とする。

ポンド危機の原因としては、1949年年頭から国際貿易構造が売り手市場から買い手市場へ転換し、イギリスおよび OEEC のドルの輸出・獲得が困難になったことが本質的な原因として指摘している。イギリスは、海外とドル圏にもっとも依存していたので国際貿易市場の変化に最も敏感だっただけで、ほかの OEEC 諸国もそれぞれの程度で危機を感じている。ポンド危機は、国際貿易構造の変化を背景に、①アメリカのリセッションやポンド切下げ予測に基づくポンド製品の買い控え等によるイギリス・スターリング圏のドル売上げの減少②ゴム・ジュート・ココア・毛織物等スターリング圏の対ドル圏輸出品目の価格下落③ポンド下落予測に基づくポンド売ドル買④インド・オーストラリアの予測をこえたドル引出し要求⑤南アの金売上げ減少、等が要因として挙げられる。

ドル流出に対する緊急措置として、クリップスは、7月7日に3ヶ月のドル支払い猶予と7月14日に次年度400万ドル規模の輸入削減を宣

38) 「編集ノート」*FRUS, 1949, IV*, p. 799. 「スナイダーからアチソンへ」(1949年7月9日)*FRUS, 1949, IV*, pp. 799-801. 「スナイダーからアチソンへ」(1949年7月10日)*FRUS, 1949, IV*, pp. 801-802.

39) 「ダグラスからアチソンへ」(1949年7月19日)*FRUS, 1949, IV*, pp. 803-805.

40) 「スターリング圏危機の英米双方への影響」(“Implications of the Sterling Area Crisis to the UK and the US”) *FRUS, 1949, IV*, pp. 806-820.

言し、7月のイギリス連邦蔵相会議ではスターリング圏諸国に300万ドルの輸入削減を強制した。この削減の影響は、スターリング圏のみならずドル圏および世界経済に及び、ポンドに対する信頼の低下が予想される。もし、準備流出危機が止まらない場合、国家非常事態宣言や金ドル支払いのモラトリアムなどの事態も予想される。

イギリスのワシントン会談への対応として、まず、イギリス代表は、ポンドおよびスターリング圏のサポートがイギリスのみならずアメリカにとっても重要な政策目標でもあることを強調するであろう。また、マレーシア・インドなど東南アジアのスターリング諸国の原料供給国としての重要性を主張するであろう。イギリス代表はそのうえで、ポンド危機への対策として、スターリング圏のドル勘定の均衡化策を提起するであろう。その内容としては、イギリスのドル支出の更なる削減、スターリング諸国へのドル支出削減強制、金ドル支出を伴う新たなコミットメントの拒否、共産圏も視野に入れた非ドル圏からの物資供給などがある。イギリス代表は、基本的問題は、コストを度外視した製造方針から買い手市場での競争力確保への転換にあることにあり、ポンド切下げがドル圏への輸出を刺激する手段であることは認識している。しかし、ポンド切下げは、スターリング圏全体としてみた場合、不利益の方が大きいこと、切下げはインフレ要因となり、労賃構造に対する新たな圧力となるなどの理由により、イギリスは切下げに抵抗するであろう。

駐英アメリカ大使館で作成されたこの文書は、8月24日のアチソン、スナイダー、ビッセルらの協議の資料となった。前日にあたる8月23日、ケナンはアチソン、ケナン、ウェッブ国務次官と会談し、ポンド危機に対する意見を陳述した。ウェッブは、ケナンに、ワシントン会談に関する各省庁間委員会の委員長に就任することを要請した。ケナンは9月2日には、ワシントン会談へのアメリカのポジション——ポンド切下げの必要性——をまとめた PPS/62 を完成させ

た⁴¹⁾。

9月5日、クリップス、ベピンはワシントンに到着したが、この時点で、既に彼らは、ポンドを4.03ドルから2.8ドルに切下げを IMF と協議する秘密権限を与えられていた。会談では、イギリス側は、英米金融協定9条——貿易差別撤廃条項——放棄を求めたが、アメリカは拒否した。ポンド切下げについては、結局、クリップス、ベピン（英）、ピヤソン、アボット（加）、スナイダー・アチソン（米）のみを参加者とした随員・記録係も交えない秘密の話し合いがもたれ、切下げが三国で同意された⁴²⁾。

II 欧州単一市場創出計画と独仏和解

ワシントン会談と直後のポンド切下げ発表は、ドイツの欧州統合参加問題に新たな問題を投げかけた。大陸諸国との協議なしに英米加会談でポンド切下げを決定した事実が、イギリスの欧州統合参加離脱をアメリカが認めたシグナルであると英仏双方が受け取ったからであった。フランスは従来、イギリスが欧州統合に参加し、リーダーシップをとることによって、ドイツの台頭を抑えることができると考えていた。しかし、イギリスが欧州統合から離脱した場合、こうした保証はなくなる。他方で、石炭・鉄鋼生産などの分野におけるドイツの強力な輸出競争力に対する経済面での恐怖感が増大していった。政治面・経済面でのフランスの対独恐怖感をどのように払拭し、仏独和解（Franco-German rapprochement）とこれを基礎にした欧州統合の推進をどのようにすすめるか、ここにアメリカの欧州統合政策の焦点はシフトしていった。

1 マルク切下げ問題からパリ会議へ

西ドイツ建国とともに、それまで軍国主義復

41) その後、ケナン・スナイダー・アチソン会談がもたれたが、スナイダーは、アチソンが一部手許に置く以外は文書をすべて回収すること指示した。ただし、勧告は、ワシントン会談で最大限忠実に討議されたとケナンは回顧録に記している。ケナン、清水俊雄訳『ジョージ・F・ケナン回顧録(上)』読売新聞社、1973年、429-432ページ。

42) アチソン、前掲書、391-392ページ。

活につながるとして工業生産を制限していた諸制限の撤廃もすすんだ。西ドイツ政府発足に先立って9月7日にブンDESTATTAH（議会下院）が開会した。ブンDESTATTAHは、開会当日、占領国に対して賠償のためのドイツ工業解体撤去政策の再検討を求めた。9月15日のワシントンでのアチソン、ベビン、シューマンによる外相会談ではこの問題が検討され、アチソンは再検討賛成の方針を示したが、シューマンは反対の姿勢を強調した⁴³⁾。こうしたフランスのドイツ工業復活に対する恐怖感は、引き続き欧州通貨レート調整過程でアメリカ・ドイツとフランスのあいだでさらなる摩擦を生じさせた。

9月18日、イギリスはポンド切下げを発表した。この発表に対して、フランスは、第1に切下げ幅が大きすぎたこと、第2に切下げについて事前の協議がなかったこと、第3にこうしたイギリスの対応は欧州間協力を直接間接に損なうという3点にわたって批判を展開した⁴⁴⁾。9月18日にポンド切下げが発表されると、欧州各国はこれに連動して、インフレ防止と輸出競争力の維持のバランスをとりつつ、通貨レート調整を行った。9月20日には、フランスが20.5%のフラン切下げを決定した。ここで問題になったのが、ドイツ・マルクの切下げ幅であった。ドイツが輸出産業保護の観点から25%切下げを主張したのに対し、フランスは、自国の切下げ幅20%より大規模な切下げに反対した。マルク切下げ幅をめぐる、22～23日にはワシントンで、26～27日にはフランスで、米仏交渉が行われた。マックロイとアチソンのシューマンへの発言——独仏同盟の形成・欧州統合でのフランスの主導性・アメリカの支援——により事態は解決に向かい、交渉の結果、ルール石炭の輸出価格が国内価格を上回る割増価格（二重価格）をつけない付帯条件で、切下げ幅は20%に落ち着いた⁴⁵⁾。

9月21日の西ドイツ文民政府発足とともに、占領条例が公布され、連合軍高等弁務官府が設立された。高等弁務官に就任したマックロイは、ECAの西ドイツの貿易自由化方針⁴⁶⁾に基づき、クレイの管理貿易から転換し、輸入統制の削減と生産の拡大を推進した。1949年9月から11月にかけての建国期において、エアハルト経済相は、マックロイの自由貿易路線を背景に、周辺各国と次々に二国間貿易協定を締結していった。マルク切下げ率が、フランスなど各国の切下げ率より低かったため、各国通貨との関係では相対的に割高になったことも影響し、西ドイツの周辺国からの輸入は急増した。この貿易自由化によって、周辺国から原材料・農産物・嗜好品を輸入するという、戦前における大陸内でのドイツの経済的位置の回復がはかられた⁴⁷⁾。

2 欧州統合政策の再編

PPS/55 9月のワシントン会談では、中国革命により米ソ対立における英帝国の重要性の認識から、「アメリカは欧州統合からイギリスを除外することを決断した」とホーガンは記している⁴⁸⁾。9月から10月にかけて、アメリカの欧州統合政策に関する、「欧州統合からのイギリスの離脱承認とドイツの統合参加でのフランスの主導性」というアチソンの新政策が、国務省官僚・駐欧アメリカ大使達によって議論される。ここでは、アチソンの新政策に大きな影響を与えた PPS 文書— PPS/55 —を検討することで、アチソンの欧州統合に関する新政策の骨格を考察しよう。PPS/55, “Outline: Study of

、年ドイツ・マルク切り下げをめぐる米仏交渉」『経済論叢』第166巻第4号を参考にした。

46) 1949年7月、ECA（ワシントン）はマックロイに西ドイツの貿易政策を従来の管理貿易から自由貿易に転換するよう書簡を送っていた。Schwartz, *op. cit.*, p. 184.

47) 本特集、河崎、前掲論文、第IV節。Schwartz, *op. cit.*, pp. 184-185.

48) M. J. Hogan, “The Rise and Fall of Economic Diplomacy: Dean Acheson and the Marshall Plan” in *Dean Acheson and the Making of U. S. Foreign Policy*, ed. by D. Brinkley, New York, 1993, pp. 11-12.

43) アチソン、前掲書、394ページ。

44) *FRUS, 1949, IV*, p. 841, Footnote.

45) Schwartz, *op. cit.*, pp. 186-187. マルク切下げ幅をめぐる米仏交渉とその争点については、河崎信樹「1949ノ

U. S. Stance Toward Question of European Union”は、元来、7月のロンドン会談を前に国務省政策企画室長ケナンが作成したアメリカの欧州統合に関する政策文書であったが、10月11日、一定の修正を加えたうえでPPSの最終的な結論として提示されていた⁴⁹⁾。

ケナンは、1949年春頃から、アチソンの依頼に基づき欧州統合に対するアメリカの政策の立案にとりかかっていた。アメリカの欧州統合政策の焦点は2点——イギリスと欧州統合の関係、ドイツの西欧同盟との関係——にあった。1949年春にイギリス外務省の人間がワシントンを訪れケナンと会談した際にも、イギリス側は次の点をケナンに問うた。アメリカは欧州統合の推進をどの程度現実的なものと考えているのか、欧州同盟と西ドイツは将来どのような関係をもつのか、というものだった。5月から6月にかけて、政策企画室は、アメリカ政府部内および英仏との協議の基礎になりうるような欧州統合政策の基本方針の作成にとりかかった。この文書は、ポンド危機を協議するロンドン会談を控えた7月7日に、PPS/55として完成した⁵⁰⁾。

PPS/55は、ポンドの脆弱性に象徴されるイギリスの経済力に対する認識と、他方でのベルリン問題・中国問題での米ソ冷戦の緊迫化によるイギリスの戦略的重要性の高まりという、イギリスの位置に対する二重の意味での再認識が背景となっていた。

PPS/55は、まずイギリスが英米協議を必要とする理由は、既存のOEEC・ブリュッセル条約などを越えたこれ以上の対外コミットメントに対する警戒感と、欧州統合の推進というアメリカの公式声明に対する疑念にあるとしている。イギリスは、欧州統合とりわけイギリスの欧州統合参加をアメリカがどの程度本気で考えているのか計りかねている、と文書は想定している。

そのうえで、「本当に欧州統合(European Union)は必要か?」という問題を設定した。6月に開催されたブルッキングスセミナーでの「欧州統合は必要でも可能でも望ましくもない」という結論と国務省内部にも同様の考え方をする潮流があることを指摘すると同時に、にも関わらずドイツ問題のためには欧州統合が唯一の解決策であると述べている。つまり、欧州統合は、西ヨーロッパの復興のためではなく、ドイツ問題の解決のために必要であるとした。ケナンは『回顧録』でも次のようにふりかえっている。

ヨーロッパ復興の前提条件として、ヨーロッパの統合は本当に必要であろうか。答えはおおむね「否」であった。(中略)しかしドイツ問題に満足すべき解決を与えることのできる枠組みを設けるために統合は必要であった。

イギリスの欧州統合参加については、イギリスが統合に参加を躊躇する理由として、イギリス人の保守性、大陸諸国への不信、主導権喪失に対する懸念、連邦諸国との紐帯、生活水準の大陸との平準化の回避などの要因を挙げ、イギリスの欧州統合への躊躇こそがドイツ問題を解決する枠組みとしての欧州統合の進展を遅らせると考えた。

イギリスの留保的な態度とためらいこそ、統合のそれ以上の進展にとって避けがたい限界となるであろう。この限界は、主権の真の統合を実現させるには狭すぎ、従って、ドイツ問題の解決策として役立つにも狭すぎるであろうと指摘した。

イギリスの欧州統合参加を前提としない欧州統合の枠組みとしては、「ドイツよりも大きなものにドイツを吸収することができるほどにイギリスから引き離された大陸同盟」を構想し、その主導者として「大陸における政治的統合を目ざす運動の背後にあってその推進力となり、連邦制の同盟が実現した場合にその内部で支配的な勢力となるのは、当然かつ疑問の余地なく、

49) *The State Department Policy Planning Staff Papers, 1949, Vol. III, New York and London, 1983, pp. 82-100. Hogan, Marshall Plan, pp. 268-269.*

50) ケナン、前掲書、422-429ページ。Hogan, *Marshall Plan*, pp. 258-259.

フランスであるという想定」にたった⁵¹⁾。

PPS/55 は、イギリスの軍事的コミットメントの重要性を鑑みこれを維持するためにイギリスの欧州統合からの除外の可能性を指摘し、イギリス離脱の場合の欧州統合の形態としては、フランスの主導による大陸欧州の統合があるべき姿として方向付けられている。PPS/55 は、ケナンの「個人的」見解という性格を越えるものではなかったが⁵²⁾、以下にみるように、アチソンの欧州統合に大きな影響を与えた⁵³⁾。

パリ米大使会議 10月19日、アチソンは欧州統合におけるフランスの主導性を促す書簡を駐仏大使ブルースに送った。アチソンはこの書簡のなかで、まず、「アメリカ・イギリス・イギリス連邦・ヨーロッパの国際的協力の究極的な枠組みは現在のところ不鮮明である」と前置きし、中心的な考慮がドイツ問題解決のために欧州統合が必要であるという点に払われなければならないとした。そのうえで、フランスがドイツの欧州統合参加のイニシアティブをとるべきだという彼の欧州統合のビジョンを以下のように述べている⁵⁴⁾。

統合推進の鍵はフランスの手にある。わたしの見解では、西ドイツが西ヨーロッパへの参加が進行するならば、フランスは、自らの将来的見地から、迅速かつ断固たるイニシアティブをとることを必要とするであろう。たとえアメリカ・イギリスの大陸との密接な協力関係を前提にしたとしても、ただフランスのみが西ドイツの西ヨーロッパへの統合に際

して決定的なリーダーシップをとりうるであろう。

今後の西側の国際協力としては、次の2つの路線を連携させつつ推進するべきとした。第1に、アメリカ・イギリス連邦・ヨーロッパの提携の強化、第2に、「超国家的機構」(supra-national institution)の創設につながる国家主権の統合である。後者は、たとえイギリスがこうした国家主権の統合を含む超国家的機構への完全な参加が見込めなかったとしても、欧州大陸諸国にとって緊急の課題であるので、推進されるべきである。イギリスの欧州統合への参加の程度は、イギリスの可能な範囲内で自身の意思でなされればよい。アチソンのブルースにあてた書簡に示される彼の欧州統合構想をまとめると、フランス主導になる欧州大陸諸国の超国家的統合により独仏和解をすすめ、同時にアメリカ・イギリス連邦・カナダ・ヨーロッパの提携をはかり、前者へのイギリスの参加は必須の前提としないとするものであった。

10月21・22日、パリには、駐欧特別代表ハリマン・駐仏大使ブルース・駐英大使ダグラス・ドイツ高等弁務官マックロイなどが集まり、アメリカの欧州政策に関する意見交換を行った。パリ大使会議では、イギリスの参加問題を含む西ヨーロッパの政治的・経済的・軍事的協力の推進、西ドイツの欧州統合への参加が、主な議題となり、ブルースへの書簡に示されたアチソンの欧州統合構想が大使達の議論に供された⁵⁵⁾。

しかし、ブルース、マックロイをはじめ大使達は、欧州統合におけるフランスの主導性とイギリスの欧州統合からの離脱の可能性に対して、反対の姿勢を鮮明にした。ブルースは、大陸諸国は先の大戦においてすべてドイツに敗北した経験を有しているため、フランス主導の欧州統合というアチソン案は「非現実的」であると捉えた⁵⁶⁾。ダグラスは、大使達による会議が次の

51) ケナンは、欧州統合に参加しないイギリスの将来像を英米経済同盟に置いていた。英米経済同盟の拡大の方向性として、ケナンは、「私は、イギリス、カナダおよびわが国の三国だけでなく、イギリス連邦の一部、スカンジナビア半島とイベリア半島の一部の国々をも含めて、単一の通貨を基盤とし、ゆくゆくは共通の主権をもつ(中略)世界貿易と海運のブロック」を想定していた。ケナン、前掲書、428-429ページ。

52) ケナン、前掲書、423ページ。

53) ケナン、前掲書、453-454ページ。Dell, *op. cit.*, p. 10.

54) 「アチソンからブルースへ」(1949年10月19日) *FRUS*, 1949, IV, pp. 469-472.

55) 「10月21・22日のパリ米大使会議の記録の要約」*FRUS*, 1949, IV, pp. 472-496.

56) J. Gillingham, *Coal, Steel, and the Rebirth of Europe, 1945-1955*, New York, 1991, p. 168. Dell, *op. cit.*, p. 12.

3原則に同意することを求めた。①イギリスの参加がなければ欧州統合は不可能である。②われわれは欧州統合についての短期的・長期的政策——どの範囲で何をするか——を確定しなければならない。③われわれは、イギリスが今後、何をするのが本質的に重要か確定するべきである⁵⁷⁾。ブルースは、10月22日付の電報で、イギリスの実質的参加がなければ欧州統合は無意味であるとした大使会議の結論をアチソンに伝えた⁵⁸⁾。

アチソンの欧州統合政策は、大使達のこうした勧告によりイギリスの欧州統合からの離脱という点で若干の修正を受けたものの、ドイツの欧州統合参加におけるフランス主導性自体は、アチソンの欧州統合政策においてその後も追求された⁵⁹⁾。10月30日付のアチソンからシューマンに送付された書簡は、ドイツの欧州統合参加と国内政治という2つの領域において「フランスのリーダーシップが決定的であり、成功を保証する」と述べている⁶⁰⁾。10月30日付のアチソンからシューマンへの書簡は、コピーされ、ベビンにも届けられた。アチソン書簡は、アメリカ政府の欧州統合政策のスタンスがイギリス主導からフランス主導にシフトしたことを英仏双方に印象づける「明確なシグナル」となったのは間違いのないであろう⁶¹⁾。

3 欧州単一市場創出計画

欧州単一市場創出計画 ECAは、発足当初から、OEEC諸国内の貿易障壁撤廃と域内決済の自由化を推進してきた。しかし、諸要因によって

57) *FRUS, 1949, IV*, pp. 493-494.

58) 「ブルースからアチソンへ」(1949年10月22日) *FRUS, 1949, IV*, pp. 342-344.

59) 「アチソンからダグラスへ」(1949年10月24日) *FRUS, 1949, IV*, pp. 344-345. 「ベビンからアチソンへの個人的通信」(1949年10月25日) *FRUS, 1949, IV*, pp. 347-348.

60) 「アチソンからダグラスへ」(1949年10月28日) *FRUS, 1949, IV*, pp. 348-349. 「アチソンからブルースへ」(1949年10月30日) *FRUS, 1949, III*, pp. 622-625. Milward, *op. cit.*, pp. 391-392.

61) Dell, *op. cit.*, p. 13.

円滑には進行しなかった。ポンド切下げとこれに続く欧州通貨調整によって、それまでの多角貿易への障害が取り除かれ、関税障壁・為替制限等の貿易障壁撤廃が次の課題にのぼり、1949年秋には、再びOEEC通商決済の自由化の機運が高まってきた。10月にパリで開催されるOEEC会議では、この問題に関する協議が中心になることが予定されていた。ECAの欧州域内自由化計画概要は、ポンド切下げや西ドイツの貿易自由化に先立って、8月頃にはその概要がまとめられており、NACの承認を受けていた。8月頃にNACで決定された欧州域内通商決済自由化に関するアメリカの政策とその論理を整理しよう。NACでは、「欧州内通商決済の自由化に関するアメリカの立場」と題する文書を下敷きにして議論がなされた。文書では、なにより、アメリカが、OEEC諸国の通商決済の最大限の自由化の推進が決定的であるという立場に立つことの重要性を指摘し、OEEC参加国・その属領・スターリング圏間の貿易の量的制限と経常収支に関する為替管理の撤廃によって、西ヨーロッパの高コスト体質が是正され、国際市場での競争力を強化することになると論じている⁶²⁾。

OEEC理事会(10月31日～11月2日) 上記のNAC決定を踏まえ、ECAの欧州域内通商自由化案が作成された。この草稿は、ワシントンで国務省・ECAの討議に供され、アチソン・ウェット等による修正を受けた。こうした検討を経た最終稿は、10月31日から11月2日にかけてのパリOEEC理事会において、ホフマン声明として、OEEC諸国に伝えられた。ホフマン声明では、第1に、欧州諸国が原材料を購入するためのドル勘定問題、第2に欧州統合を実現するために欧州通貨の切下げと欧州単一巨大市場の創設が急務であることが述べられた。11月2日には、12月15日までに輸入の50%について量的制限を撤廃することがOEEC理事会で

62) 「欧州内通商決済の自由化に関するアメリカの立場」*FRUS, 1949, IV*, p. 419-421.

決議された⁶³⁾。

EPU 原案 (12月10日) ECA は、OECE 単一巨大市場案と平行して、欧州域内決済の自由化を目的とする EPU 案の検討を進めた⁶⁴⁾。1949 年秋には、ECA 内で EPU 原案が作成され、12月16日には、ECA は、EPU 原案を OECE 各国に提示した。1949年12月初頭、ECA は OECE に以下の目的を達成しうる新たな決済協定を提起した。この協定により、欧州通貨間の經常取引における完全な振替性を実現し、通商自由化の実質的な進展をはかるものであった。このピッセルプラン案は、交換性については、經常取引における OECE 諸通貨の振替性の達成（双務性の廃棄）と域内に限った交換性を主張した。貿易障壁については輸入に対する量的制限の緩和を盛り込み、運用に際してマーシャル援助資金の活用を想定していた。また、機構面では、EPU の各国に対する強い権限を認めており、決済の範囲にスターリング圏が含まれることも含め、イギリスの強い反発が予想された⁶⁵⁾。

OECE は、上の原則により、1950年1月初頭に EPU に関する OECE 案（「専門家委員会」提案（1月21日））を作成した。この案では、参加各国は EPU とやりとりし、不均衡調整に ECA 資金を利用し、貿易の60%を量的制限から解放することになった⁶⁶⁾。

63) *FRUS, 1949, IV*, pp. 438-440, pp. 445-447. ホフマン声明の形成プロセス、とりわけこの時期フランス・ベルギーなどで議論されていた独自の域内通商自由化案との関係については、今後検討することとしたい。

64) 「ECA 報告-EPU イギリス提案に関する説明」(1950年4月14日) *FRUS, 1950, III*, pp. 646-652. EPU 交渉において提出されたピッセル案・専門家案・イギリス案・大陸提案各々の内容と、それぞれの提案においてポンドの国際通貨としての地位を想定されるか、については本特集、菅原、前掲論文、の分析を前提にしている。

65) 奥田宏司「アメリカの IMF 体制構築戦略」(川端正久編『1940年代の世界政治』ミネルヴァ書房、1988年) 85ページ。NAC は1950年1月に EPU と IMF との関係に対する留保条件付で EPU 案を承認した。この点については、須藤、前掲論文、334-340ページ。「アチソンからダグラスへ」*FRUS, 1950, III*, pp. 623-624.

66) 「ECA 報告-EPU イギリス提案に関する説明」(1950年4月14日) *FRUS, 1950, III*, pp. 646-652.

欧州単一市場創設計画と西ドイツ OECE ですすんでいた欧州域内の通商決済自由化は、本特集、河崎信樹「ヨーロッパ決済同盟成立以前における西ドイツ貿易とマーシャルプラン」で詳細に検討しているように、西ドイツの貿易自由化・復興と深いかかわりを有する措置であった。第1次・第2次支払協定の下での西ドイツ貿易は、双務主義を基礎においていたため、輸出・輸入両面において制限されたものであった。輸出面では、西ドイツからみれば、輸出商品が西ドイツから西ヨーロッパ諸国への援助物資として流出し、輸入面では、西ドイツの「引出し権」未使用により周辺諸国からみれば西ドイツへの輸出が十分に行えないという構造になっていたためである⁶⁷⁾。欧州域内の多角貿易を促進することを目的とした欧州単一市場創設計画と EPU は、西ドイツの貿易を、双務主義の狭い基盤から解放し、輸出拡大の枠組みを提供するものであった⁶⁸⁾。他方、欧州域内貿易の拡大の側面から西ドイツの貿易自由化をみた場合にも、「西ドイツの西ヨーロッパ域内を中心とした貿易の再建過程それ自体が、西ヨーロッパ域内貿易それ自体の再建過程でもあった」⁶⁹⁾とあるように、重要な意義を有していた。

西ドイツの鉄鋼生産能力は、西ドイツの貿易自由化と欧州域内通商拡大措置という新たな段階をむかえ、フランスに対する深刻な脅威となった。11月9日から11日までパリで開催された、アチソン、ベビン、シューマン会談にはマックロイも参加し、西ドイツの鉄鋼生産能力とドイツの工場解体水準の緩和が主要な議題となった。この会談で、ベビンはドイツの年1100万トンから1700万トン程度への鉄鋼生産能力の拡大を許容すべきと主張したが、シューマンは「ドイツの過大な製鋼能力は、ヨーロッパにおける統合の成功を危殆ならしめるであろう」と述べ、鉄鋼生産能力拡大反対のスタンスをとった。ドイツの鉄鋼生産能力水準はペーターズブ

67) 本特集、河崎、前掲論文、第Ⅲ節。

68) 本特集、河崎、前掲論文、第Ⅰ節。

69) 本特集、河崎、前掲論文、はじめに。

ルグ協定によって一定の解決をみたものの、10月30日のアチソン書簡にあるような仏独和解をすすめるためには、鉄鋼問題それと密接な関連をもつ石炭問題に関する抜本的な解決策が必要とされた⁷⁰⁾。

III スターリングブロックと 欧州域内自由化の結合

ECA が OEEC 内の貿易障壁撤廃と域内決済の自由化を推進するに際して、欧州統合から離脱したイギリスがどのような対応をとるかが鍵となっていた。イギリスは ECA の推進するヨーロッパの超国家的統合路線に対して、イギリスの自立性とスターリングブロックの維持のために反対する姿勢を鮮明にしていた。クルップス蔵相は、スターリングブロック維持のためには「資本主義体制のドル圏とスターリング圏の分裂」を辞さないとの構えを見せ、ここにおいて、スターリングブロックが、欧州およびドル圏とどのような関係をとるかが問題となってきた⁷¹⁾。他方、イギリスの離脱という状況の下での欧州統合においては、フランスの主導性が必要となるが、石炭・鉄鋼問題をめぐるフランスの対独恐怖感、仏独和解を困難ならしめていた。フランスにとっては、西ドイツの輸出競争力、とりわけ石炭・鉄鋼産業の強力な競争力に対する恐怖感を払拭しない限り、仏独和解は困難であったのである。1950年5月の米英仏外相によるロンドン会議は、欧州通商関係でのこれらの複合的な問題に対する包括的な解決策を見いだすものでなくてはならなかった。第Ⅲ節では、ロンドン会議にいたるアメリカの政策を以下に検討しよう。

1 EPU イギリス提案への対応

EPU へのイギリスの対応 イギリスは ECA の推進するヨーロッパの超国家的統合路線に対して、イギリスの自立性とスターリングブロック

の維持のために反対する姿勢を鮮明にしていた。クルップス蔵相は、スターリングブロック維持のためには「資本主義体制のドル圏とスターリング圏の分裂」を辞さないとの構えを見せ、ここにおいて、スターリングブロックが、欧州およびドル圏とどのような関係をとるかが問題となってきた。

ECA の掲げる欧州単一巨大市場案と EPU 案は、イギリスの反発を惹起した。1949年10月 OEEC 会議の席で既に、イギリスは超国家機関への参画を拒否することを表明し、1950年1月の OEEC における ECA による EPU 案の検討に際しても、イギリスは、EPU の創設がスターリング圏および既存の双務協定と両立することを要求した⁷²⁾。イギリスが EPU に反対する理由は、何よりも国際通貨としてのポンドの地位の確保にあった。欧州との関係では、EPU 成立によりイギリスと欧州諸国との二国間関係が解消され、ポンドの国際的地位が損なわれることが予想されるし、スターリングブロックとの関係においても、スターリングブロックの結束が弱体化することが懸念されたためである⁷³⁾。

1月25日、クルップスは OEEC 理事会で、EPU に対する以下の4項目からなる留保条件を提示した。第1に、現存する双務協定に基づくクレジットマージンおよび累積したポンド残高が EPU に吸収されることに対する反対、第2に、EPU に対する一加盟国の債務に対する金支払い条項の適用を1年から2年に延長し、金決済の可能性を引き伸ばすこと、第3に、1949年6月討議の際のクルップス提案であるが、債務国は金支払いを余儀なくされる前に、物資・サービスによる償還を認められること、第4に、金を喪失しつつある国は、金受領国からの輸入に対して量的制限を課すことを認められること、である。EPU が実効化すると、イギリス連邦の対欧州貿易の赤字を想定すれば、イギリスの金ドル準備が流出する危険性が存在し

70) アチソン、前掲書、408-415ページ。

71) Hogan, *Marshall Plan*, Chapter 6.

72) 奥田、前掲論文、91ページ。

73) 奥田、前掲論文、91ページ。

た。そのため、クリップスはこれらの留保条件を通じて、イギリスが、EPUの参加に際して、あくまでも金ドル準備に対する保障を求める姿勢を明らかにした⁷⁴⁾。

EPUに対して、さらにイギリスは独自の提案をOEEC諸国に示した。イギリス提案は、3月7日、イギリス内閣経済政策委員会の承認を受け、20日には、OEECで回覧された。その内容は、大陸諸国のみがEPUに参加し、イギリスに、各国と個別協定を結ぶ特別な地位と貿易の量的制限に関する権限を与えるものであった。イギリス提案は、債権国にとっては受け入れられないものであるし、債務国がイギリスと同等の権利を要求することにもつながるため、ECAにとっても受け入れられないものであった。イギリスの基本的な態度は、双務的な通商決済協定の維持にあり、これはEPU案の本質である通商決済多角化の原則と正面から衝突するものであった。ECAは、イギリス提案を、個別の技術的な問題を越え、欧州統合についての基本的な考え方の相違が問題であると考えをすすめた⁷⁵⁾。

EPU イギリス提案の検討 EPU イギリス提案に対するECAの検討は、4月14日にまとめられた。まず、クォータ(割り当て)・量による輸入制限は、貿易拡大を阻害するものとして否定された。双務協定については、イギリス提案は、現存する双務協定を維持・拡大しようとするものであり、イギリスが双務協定に固執する基本的な理由としては、イギリスの輸出・輸入市場への潜在的なアクセス拒否権を交渉力にポンド残高を蓄積することにあると分析した。また、イギリス提案は、イギリスの金支払いを最小化

し、金受取りを最大化することを目論んだ提案であった⁷⁶⁾。

2 ロンドン会議からシューマンプラン交渉へ

1950年5月のロンドン会議では外相会談とNATO会議が開催された。ロンドン会談でのアメリカの目的は、西側の経済力の強化とドイツ問題の解決の2点にあった。第1に西側の経済力の強化については、ドルギャップ問題の解決、EPU確立と貿易の量的制限の撤廃からなる欧州域内通商決済自由化を推進し、欧州主権国家の統合という次の段階にすすむことにあった。第2にドイツ問題については、まず、さらなる西側との統合を推進し、可能ならば、統制の解除をすすめること、また、ルール機構・石炭鉄鋼産業問題の議論をすることにあった⁷⁷⁾。その後の欧州統合のフレームワークを固定化する重要な会議であったロンドン会議に先立つ、石炭鉄鋼問題をめぐる独仏間の新たな局面と、イギリスと西欧統合との関係をめぐる米英間のやりとりをまず検討しよう。

シューマンプランの形成 1950年4月、連合国防令により、ルール国際機関の解体とドイツによるルールの所有・管理権が回復し、これによりフランスはルールに対するコントロールを喪失することになった⁷⁸⁾。この措置は、ドイツの貿易自由化が進行する過程においては、フランスにとって、ドイツの石炭・鉄鋼産業の強力な競争力に直面する危険性を意味した。こうした局面で、モネが計画したのがヨーロッパ工業経済の基本的原料である石炭・鉄鋼産業を国際的な管理の下に置く欧州石炭鉄鋼共同体計画であった。シューマンプランとして知られるこの計画は、フランスのルール石炭資源の確保を保障するとともに、石炭二重価格の解消をはかるものであった。シューマンプランは、ルールをめぐ

74) 「ホルムズからアチソンへ」(1950年1月30日) *FRUS, 1950, III, p. 624.*

75) *Documents on British Policy Overseas, Series II, Vol. II, The London Conferences, Anglo-American Relations and Cold War Strategy, January-June*, London, 1987, No. 8, 12. *FRUS, 1950, III, p. 643.* Footnote. 「ハリマンからアチソンへ」(1950年3月19日) *FRUS, 1950, III, p. 644.*

76) 「ECA報告—EPUイギリス提案に関する説明」(1950年4月14日) *FRUS, 1950, III, pp. 646-652.*

77) 「ロンドン会談でのアメリカの目的」(1950年4月28日) *FRUS, 1950, III, pp. 1001-1006.*

78) 廣田, 前掲論文, 156ページ。

る長年の仏独間の経済問題に対する解決策であると同時に、米独関係が強化されるなかで、フランスが、西ヨーロッパのリーダーの地位を守るための外交政策でもあった⁷⁹⁾。

シューマンプラン ロンドン会議では、イギリスの EPU 参加の目処が立った反面、先述したその後の欧州統合の枠組みを決定づける重要な提案——シューマンプラン——がなされた。ロンドン外相会議が開始された5月9日になってはじめて、シューマンはプランをベビンに伝達した。フランスにとって1949年9月のポンド切下げが寝耳に水だったように、イギリスにとってもシューマンプランは事前に予想されたものではなかった。そのためベビンはフランスに対する不信感を強め、疑念はアチソンに対しても及んだ。アチソンがロンドン訪問の直前にパリを訪問し、シューマンプランを知らされた背景には何らかの米仏謀議があったのではないかと疑ったのである⁸⁰⁾。

同日、プランはアデナウアーにも伝達され、即座に了解が得られた。ロンドン会議後、シューマンプラン交渉がはじまるが、イギリスは、これらの計画のもつ超国家的性格に対する反発と自国の石炭二重価格維持の観点から、欧州共同体不参加の姿勢を貫いた。しかし、シューマンは、計画の成否を、アデナウアーの支持を得ることができるかどうかにかき、イギリスの参加を必ずしも必須の前提としていなかったため、イギリスの不参加は計画の推進の障害とはならなかった⁸¹⁾。

5月25日には、フランス政府は、シューマンプラン協議のため六カ国を招請した。ベネルクス・イタリア・ドイツは了解したものの、イギ

リスは拒絶の姿勢を固持した。この交渉において、アチソンは、マックロイ・ブルースと綿密な連絡をとりつつ、肯定的に見守った。6月2日、国務省・ECA 共同の回覧指令が在英および関係6ヶ国の出先に送付された。この指令によると、プランをめぐる英仏関係については圏外に立つが、シューマンプランが骨抜きになることを避けたり、援助したりする際には、国務省・ECA が個別的に指示するとされた。6月20日には、イギリス不参加のまま、六国会議が開催され、この会議を基礎に欧州石炭鉄鋼共同体計画は実質化していった⁸²⁾。

おわりに

アメリカは、1948年までの西ヨーロッパの生産復興を前提にして、アメリカの財政支援から、欧州通貨レート調整とマーシャル資金を原資とした域内通商決済自由化にドル不足緩和手法をシフトした。スターリング圏については、スターリング圏の準備通貨としてのポンドの役割を保証しつつ、決済通貨としては多角主義の原則の下ポンドと EPU 単位を競争関係におき⁸³⁾、ポンドが国際通貨として生き残る可能性を残した。ドイツ復興問題については、西ドイツの貿易自由化を通じた欧州域内貿易再建⁸⁴⁾をすすめる、ドイツの生産能力の解放圧力の下で、シューマンプランとしてあらわれた独仏和解を推進した。こうした OEEC を通じた(大)ヨーロッパ構想とフランス主導の「小ヨーロッパ構想」の並行的追求により、1949年から1950年にかけてのアメリカの欧州統合政策は、スターリング圏とドイツ復興という2つの課題の「二重の解決」をはかり、ブレトンウッズ体制確立の前提条件をつくりだしたといえるであろう。

79) Schwartz, *op. cit.*, p. 201.

80) Dell, *op. cit.*, p. 111. アチソンは、ロンドン会談の直前にフランスに立ち寄った際に、シューマンから石炭鉄鋼共同体計画の概要を知らされた。5月7日に、アチソンはパリに到着し、アメリカ大使公廷で、ブルース・シューマン・モネと会談したが、その際にシューマンプランを通知された。アチソン、吉沢清次郎訳『アチソン回顧録2』恒文社、1979年、26ページ。Dell, *op. cit.*, p. 13.

81) *Ibid.*, p. 14.

82) 「国務長官から外交関係部署へ」(1950年6月2日) *FRUS, 1950, III*, pp. 714-717. アチソン、前掲書、2、32-34ページ。

83) 本特集、菅原、前掲論文を参照。

84) 本特集、河崎、前掲論文を参照。